



稲毛区のシンボルマーク

稲毛区PR版

稲毛区地域福祉計画

みんなで支え合い、安心して暮らせる^{まち}稲毛をめざして

- 心のバリアフリーから始まる“地域発”の新しい取り組み -

計画期間 平成18年度～22年度



平成18年3月

千葉市

- ・ もう少し詳しく知りたい方は、千葉市のホームページ、又は、出前講座をご利用ください。
- ・ このPR版は、地域福祉計画を推進するための資料です。説明会などで必要な方は千葉市保健福祉総務課までご連絡ください。

計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化や核家族化の進展、情報の発達等により生活習慣や価値観が多様化し、昔のような地域のつながりが弱くなっています。

そのため、住み慣れた地域で、誰もがその人らしく安全で安心して充実した生活がおくれるよう、地域住民のつながりを構築し、支え合い助け合う関係をつくっていくことが求められるようになりました。

稲毛区においても、「文教のまち稲毛区」としての特性を活かしながら、今まで以上に地域住民同士が協力して、支え合い助け合う仕組みをつくることを目指し、「稲毛区地域福祉計画」を策定しました。

計画の特徴

(1) 多くの区民の方の参加を得て、計画を策定しました。

支援を必要としている人、町内自治会、老人クラブなどの地域住民の方、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区部会、ボランティア、NPO等の社会福祉活動を行う方、社会福祉を目的とする事業者の方、学校など、幅広い分野からご参加いただきました。

(2) 「分野のバリアフリー」の考え方を大切にしました。

これまで福祉といえば、高齢者、子ども、障害者といった対象者別に考えられていましたが、この計画では、地域の中で一体的に考えていこう、また、当事者やその関係者だけでなく、地域住民みんなで考えて行動していこう、といった考え（分野のバリアフリー）を大切にしました。

また、この計画では、福祉に関するだけでなく、防災・防犯など生活に関連する課題も含めた内容となっています。

(3) 「“地域発”の取り組み」という考えを大切にしました。

この計画は、自分たちでできることは何か、地域住民同士でできることは何かといった自助・共助の取り組みを中心に盛り込んだ計画であり、「“地域発”の取り組み」という今までの行政計画とは違った新しい発想・視点を大切にしました。

計画期間

この計画の期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間で、必要に応じて見直しを行います。

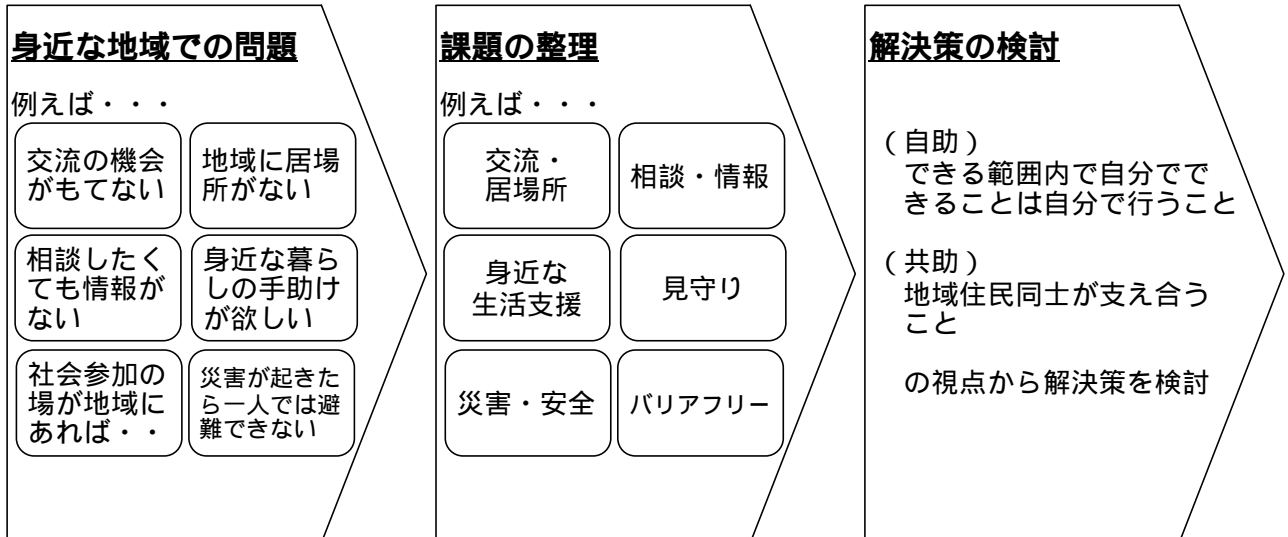
計画の策定

地区フォーラム

稲毛区を4つの地区に分け、平成16年4月にそれぞれ地区フォーラムを設置しました。区全体で64名の方に参加していただき、委員自ら地域での生活上の課題を出し合い、それに対応する解決策を、自助・共助で解決できることを中心に検討しました。(右写真)



地区フォーラムでは、次のようなことを話し合いました。



作業部会

地区フォーラムで検討した解決策をもとに、とりまとめや素案の作成を行いました。(左写真)



区策定委員会

計画策定までの作業方針を定めるとともに、区計画の検討を行いました。(右写真)

施策体系

基本目標

みんなで支え合い、安心して暮らせる^{まち}稲毛をめざして

- 心のバリアフリーから始まる“地域発”の新しい取り組み -

5つの基本方針

施策の方向性

35の具体的な取り組み

基本方針 1

地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう

- (1) お互いを知る機会をつくる
挨拶から始まる地域との関わり
- (2) 困っている人の生の声に耳を澄ます
地域の情報交換の推進
回覧板での「困った欄」と施設に「困った箱」の設置

基本方針 2

「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」するみんなの居場所づくり

- (1) お互いを認め合った様々な交流の展開
ふれあい・いきいきサロン、ふれあい・子育てサロンの拡充
保育所や幼稚園での地域交流の拡充
ごはんを一緒に食べる機会づくり
公民館を利用した子どもの活動の充実
いきいきプラザ・いきいきセンターでの交流
学校での放課後等の子どもの居場所づくりや地域交流の実施
- (2) 誰もがぶらっと寄ることができる場づくり
自治会館の活用
公民館・コミュニティセンターの活用
子どもルームの空き時間の活用
児童福祉センターの活用
空き店舗の活用
これからできる施設などについての活用方法の提案
- (3) 交通手段の確保
交通手段の充実に向けて

基本方針 3

身近なところで必要な
情報を得ることができる
仕組みづくり

- (1) 身近なところでの情報提供と相談
 - 地域の情報の収集と発信
 - ぶらっと寄ることができる場での情報提供
 - 保健福祉総合相談窓口の活用
 - こころの健康への対応
- (2) 青少年の健全育成にとって好ましくない情報についての対策
 - 啓発の充実
 - 有資格者の育成及び見守り活動
- (3) 権利擁護・成年後見制度の推進
 - 判断能力がない又は不十分な高齢者・障害者等に対する支援

基本方針 4

人と人とのつながりを
つくり、活かし、支え
合い助け合う地域での
連携プレー

- (1) 身近な地域での連携・協力による支援や見守り
 - 地域で活動している人・組織との連携・協力
 - 元気な高齢者や子ども達の参加による支援や見守り
 - 一人暮らし高齢者などの引きこもり防止対策
- (2) 新たな形での支援や見守り
 - コーディネート組織の設置
 - 暮らしの助っ人隊の結成
 - 大学や学生も参加するまちづくり

基本方針 5

緊急時に備えた日頃か
らの取り組み

- (1) いざというときに必要な情報把握
 - 安心カードの作成と活用
- (2) 災害時等の支援体制の構築
 - 災害時対応の専門家を呼んでの講習の実施
 - 避難訓練の実施及び避難場所の体制づくり
- (3) 地域でできる防犯の取り組み
 - 防犯マップの作成と活用
 - 「子ども110番の家」の拡大・活用
 - 商店街・企業等と連携した取り組み

具体的な取り組み

基本方針1 地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう

地域福祉は、地域に住む人々がお互いを知り、理解することから始まるのではないのでしょうか。みんながお互いの気持ちを理解し、人それぞれの声に耳を傾け、関心を持てるよう、まずは、近隣や町内自治会単位などで、挨拶やふれ合う機会をつくっていきます。

(1) お互いを知る機会をつくる

事業名	内容
挨拶から始まる地域との関わり	近隣住民が顔見知りになる最初のきっかけは挨拶です。挨拶から会話は始まります。それはちょっとした心がけでできることです。 誰もが日常での挨拶を心がけ、自分の住む地域の近隣住民を知り、地域と関わることにより、交流や支援、見守りにつなげていきます。

(2) 困っている人の生の声に耳を澄ます

事業名	内容
地域の情報交換の推進	地域住民同士が、困っていることや、地域の団体・活動などの情報を交換し、共有できるよう、井戸端会議や身近な交流の場など様々なところで、人と人との交わりを推進します。
回覧板での「困った欄」と施設に「困った箱」の設置	<ul style="list-style-type: none">町内自治会の回覧板に、地域住民誰もが記載できる「困った欄」を設け、それを回すことにより地域住民に理解を図ります。また、困ったことだけでなく、地域の人々にこんなことを知ってほしいというようなことを掲載することも考えられます。区役所、コミュニティセンター、公民館などに「困った箱」を設置し、地域住民の声を集め、社会福祉協議会地区部会など地域の組織で発行している広報誌などに掲載し、地域住民に見てもらうことにより理解を図ります。

基本方針2 「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」するみんなの居場所づくり

誰もが、気軽に参加できる交流活動を通して、仲間づくりや心身の健康づくりを推進するとともに、身近な相談（暮らしの中のちょっとしたこと）の場としても機能させていきます。交流の場としては、公共施設や自治会館などを活用します。

(1) お互いを認めあった様々な交流の展開

事業名	内容
ふれあい・いきいきサロン、ふれあい・子育てサロンの拡充	<ul style="list-style-type: none">・ ウォーキングや体操を奨励したり、子育て情報を交換したり、誰もが誘い合って気軽に参加できる「心からホッとできる場」、「世代を超えた交流の場」とします。・ 現在、活動していない地区でも積極的に実施するよう推進します。・ サロンを知ってもらうための広報活動を行います。・ 社会福祉協議会地区部会だけではなく、担い手やサポーターを募り、増やしていきます。・ 幼稚園や保育所（園）、保健センター、公民館等と連携して進めていきます。

ふれあい・いきいきサロンとは？

社会福祉協議会地区部会を中心に、公共の施設や学校の空き教室・個人宅を会場に、お茶やお菓子を食べながら語らいの場やレクリエーションの機会を提供し、地域交流・仲間づくりを進める活動です。



ふれあい・子育てサロンとは？

社会福祉協議会地区部会を中心に、公共の施設や学校の空き教室を会場に、子育て中の親子が気軽に参加し、自由に遊んだり、おしゃべりをしたり、情報交換をしたり、子育てを楽しみながら仲間をつくり、互いに支え合う活動です。



事業名	内 容
<p>保育所や幼稚園での地域交流の拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健センター、社会福祉協議会地区部会、民生委員・児童委員、社会福祉施設、学校等と協力して、地域住民との交流を展開していきます。また、保育ボランティアの活用を図ります。 ・ 障害のある子ども参加できるように、保健師・ピアカウンセラー・保育士の参加を呼びかけ、障害児の通う施設との交流も行っていきます。 ・ 現在、地域活動事業として行っている世代間交流などにも積極的に参加します。
<p>ごはんを一緒に食べる機会づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、社会福祉協議会地区部会で行っているふれあい食事サービスを、小学校の給食室等活用できる場所の検討を行い、共に食べる場を増やしていきます。 ・ 市民参加型の食事サービス事業者と一緒に、ごはんを食べる場づくりをすすめていきます。 ・ 高齢者や障害者が利用するデイサービスやデイケアの場での昼食時に地域住民が参加できるよう努めます。 ・ 商店街を中心としたコミュニティレストランづくりを推進します。地域住民との交流を展開していきます。
<p>公民館を利用した子どもの活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜日の午前中に子どものために開放されている公民館のスペースの活用方法についてアイデアを募集し、その担い手を若者を含む大人から公募します。 ・ 公民館主催の子どもを対象とした講座や地域交流の講座を活用します。
<p>いきいきプラザ・いきいきセンターでの交流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 60歳以上の方が、健康で明るく生きがいを高めることを目的とした施設であるいきいきプラザやいきいきセンターで、障害者や子ども達と交流する機会を地域のボランティアや高齢者の皆さんとつくっていきます。 ・ 利用者同士のトラブルがなく、安心して集える場にするために、職員やボランティアによるサポート体制が必要です。

事業名	内 容
学校での放課後等の子どもの居場所づくりや地域交流の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民主体で、学校を活用して、子どもルームを利用できない子どもや障害児（ガイドヘルパー同伴も含め）の放課後等の居場所になるよう安全性に配慮しながらすすめていきます。 ・ 高齢者など地域住民も参加できる交流の場づくりを推進します。 ・ 小・中・養護学校の協力体制の構築を図ります。 ・ 総合的な学習時間を利用し、地域住民参加での活動を行います。 ・ 文化祭や体育祭等に高齢者や障害者を招待し、お話を聞くコーナーをつくり、交流を図ります。 ・ 空き教室の運営をNPOなどに依頼し、居場所づくりや情報交換の場とすることについて検討していきます。

（２）誰もがぶらっと寄ることができる場づくり

事業名	内 容
自治会館の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会館を所有している町内自治会の規則に応じて、誰もが気軽に活用できるように推進していきます。 ・ 社会福祉協議会地区部会主催の身近な相談場所やサロン、井戸端会議の場所などとして幅広く活用することが考えられます。
公民館・コミュニティセンターの活用	公民館やコミュニティセンターのホールや談話室などを、気軽に立ち寄ることのできる場として活用していきます。
子どもルームの空き時間の活用	子どもルームを子ども達が利用しない午前中等に地域の集いの場として活用できるように努めます。
児童福祉センターの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童館的な場として活用していきます。 ・ 健常者、障害者を含めた地域住民の世代間交流の場として提供するとともに、様々なイベントや行事の場、休憩スペースなどに活用できるように努めます。

事業名	内 容
空き店舗の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街を中心に、大学やNPOなどと連携しながら、空き店舗を活用して、地域の身近な居場所（例えば、世代間交流の場、学生が主体となって展開する地域の居場所など）づくりを推進していきます。 ・ 市で実施している商店街を支援する事業を活用し、取り組むことが考えられます。 ・ 全ての商店街で実施することは困難であるため、実施する商店街を募り、モデル地区を設定し、実施することが考えられます。
これからできる施設などについての活用方法の提案	<p>稲毛区には、今後、保健福祉センターが建設される予定です。保健福祉センターが建設されることにより、使用しなくなる小中台保健センターの建物についても活用が考えられます。また、現在区役所前等で建設中の新港横戸町線には、緑地帯が作られます。</p> <p>このような施設などの活用方法について、地域福祉計画推進協議会（仮称）等で、地区フォーラムで出された意見をもとに地域の声として提案していきます。</p>

(3) 交通手段の確保

事業名	内 容
交通手段の充実に向けて	<p>交通事情の悪い地域と主要駅、いきいきプラザ・コミュニティセンター・病院など公共施設などを回るバス等の導入が求められます。</p> <p>手段としては、コミュニティバスの導入や社会福祉施設などの送迎バスの活用、NPOによる移送サービス等が考えられますが、すぐに実行できるわけではありません。</p> <p>他都市で実施している先行事例等を見ながら、市や稲毛区の実情にあった形での交通手段の充実に図っていくことが必要です。</p>

基本方針3 身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり

身近なところで、市や民間、地域などの情報を得ることができるような仕組みをつくっていきます。また、青少年の健全育成にとって好ましくない情報などに対する対策にも取り組んでいきます。

(1) 身近なところでの情報提供と相談

事業名	内容
地域の情報の収集と発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校区単位くらいで、福祉に関する社会資源や組織、活動などの情報を区民が中心になって収集し、市と連携して情報を発信します。 ・ 各組織の活動などを掲載したり、福祉マップづくりをすることにより、福祉を通して人と人との交わりを促進し、住民の意識を高めます。 ・ 発信方法は、ホームページや各種広報誌、町内自治会の回覧板などを活用します。また、コンビニやスーパーなど、日常生活でよく利用する場所でも情報が収集できるようにしていきます。
ぶらっと寄ることができる場での情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ ぶらっと寄ることができる場などで、情報を必要とする人が、いつでも適切な情報を取り出せるようにします。 ・ 専門的な相談を受けるための情報も取り出せるようにします。
保健福祉総合相談窓口の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健福祉に関する情報を中心に、ひとつの窓口で様々なサービスの情報を得られる保健福祉総合相談窓口を活用していきます。 ・ 窓口の周知を図るとともに、窓口職員の対応向上が求められます。
こころの健康への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ うつ病など、こころの健康に不安を抱いている人や病を抱えている人、または、こころの病に気づいていない人に対して、周りの人々や家族から民生委員・児童委員、美浜区にあるこころの健康センター、保健所などの専門機関へ相談し、予防や治療に結びつけられるようにします。 ・ こころの健康に不安を抱いている人や病を抱えている人の家族に対しては、専門機関による対応とともに、地域での声かけや支えが必要です。 ・ こころの健康に対する正しい知識を身につけることも大切です。

(2) 青少年の健全育成にとって好ましくない情報についての対策

事業名	内 容
啓発の充実	同じ意識で活動している個人、団体との連携を図り、活動の輪を広げ、違法看板や有害図書に対する啓発に努めます。
有資格者の育成 及び見守り活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市で行っている「屋外広告物適正化推進員制度」の研修を受けます。資格をとると、青少年にとって好ましくない看板やビラなどの違法屋外広告物が自ら撤去できるようになるので、積極的に参加します。 ・ 有害図書に対しては、現在、県の青少年育成条例に基づき、市の補導センターや補導員（約200名）が中心となって見回り活動を行い、改善を図っています。また、県は条例に基づき指導する立場として活動しています。このような活動に地域も積極的に参加し、連携していくことにより、子ども達の生活圏を地域で守るという気運につなげていきます。 ・ これらの活動を市や県と連携して実施し、目に見える形で改善されていくことが大切です。

(3) 権利擁護・成年後見制度の推進

事業名	内 容
判断能力がない 又は不十分な高 齢者・障害者等 に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度について、情報を提供し、多くの方に知ってもらうことにより利用の促進を図ります。 ・ 身寄りのない方や親族等で後見人になれる人がいない方にも利用できるよう、社会福祉協議会が法人後見を担うことが求められます。 ・ 生活保護を受けている人など市長が申し立てできるようになっていますが、成年後見制度を利用するには、費用がかかるため、低報酬で利用できる制度が必要です。 ・ 社会福祉協議会、ちばし権利擁護センターの充実を図ることが求められます。

地域福祉権利擁護事業・成年後見制度とは？

地域福祉権利擁護事業

高齢者や障害者などで判断能力が十分でなく日常生活に不安がある方に対して、福祉サービスを利用するために手続きや日常的な金銭管理などを代行して、住み慣れた地域でできる限り自立した生活が送れるように支援する制度です。

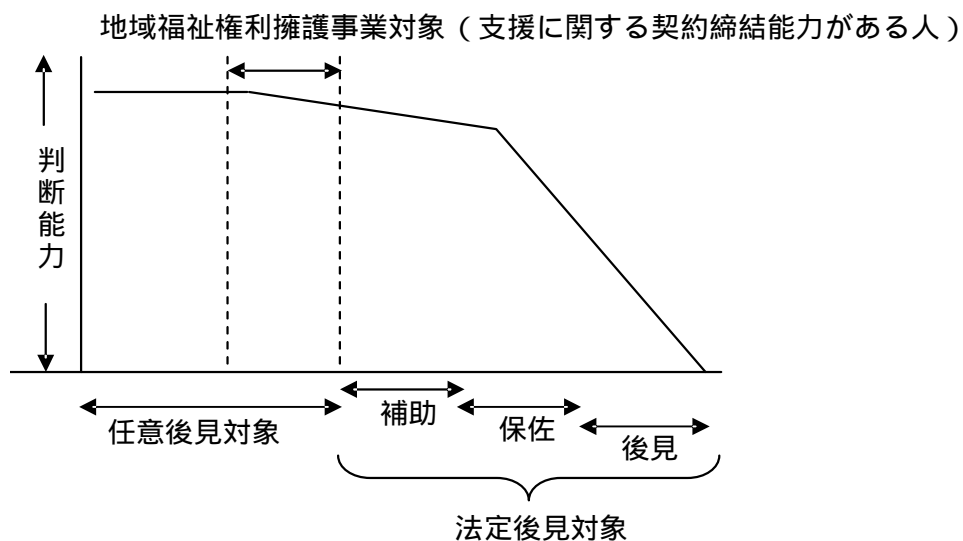
成年後見制度

判断能力が不十分な人（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）を法律的に保護し、支えるための制度です。

例えば、本人が預金の解約、福祉サービス契約締結などをする必要があっても判断能力が全くなければそのような行為はできませんし、判断能力が不十分な場合であれば、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。

そこで、このような方のために、家庭裁判所が援助者を選び、この援助者が本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な代理行為を行い、財産を適正に管理する活動を行います。

（成年後見制度と地域福祉権利擁護事業との関係図）



基本方針4 人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う地域での連携プレー

地域に住む人々や組織をつなげるコーディネート機能を整備し、地域のネットワーク機能を構築していきます。

また、そのネットワークを活用し、地域の課題や諸問題への対応（日常生活における支援や障害児の親が急に病気になってしまったときなどのいざというときの支援、見守り活動、提案活動など）を展開していきます。

(1) 身近な地域での連携・協力による支援や見守り

事業名	内容
地域で活動している人・組織との連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で活動する人・組織が所有している情報をプライバシーに十分配慮しながら共有し、各地域の実情にあった形で連携・協力し、「遠くの親戚より近隣で生活する身近な人による支え合い助け合えるより良い地域」をめざします。 ・ 人・組織が行っている活動や役割を地域の人に知らせます。 ・ 市や専門機関とも連携・協力を図ります。 ・ 今後、(2)の「新たな形での支援や見守り」にあるコーディネート組織や暮らしの助っ人隊、大学などとも連携・協力を図っていきます。
元気な高齢者や子ども達の参加による支援や見守り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元気な高齢者の中で、地域のために何かしたいと思っている方を募り、何ができるのかを把握し、これまでの経験や知恵を活かすことも含め、地域での活動に参加してもらいます。ゴミ出しや安否確認、見守り活動、買い物などちょっとしたことから、パソコンの指導などの専門的なことまで様々な活動が展開されることが期待されます。 ・ 見守りや支援活動を子ども達も地域の一員として取り組めるような仕組みをつくることもめざします。
一人暮らし高齢者などの引きこもり防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員が訪問してもなかなかドアを開けてくれない、話もしてくれない一人暮らし高齢者や障害者などについて、今まで行っている活動を推進するとともに、他の対策でよい効果が得られないか検討し、実践していきます。 ・ 訪問活動は、一人暮らし高齢者などの安否確認にもつながります。

(2) 新たな形での支援や見守り

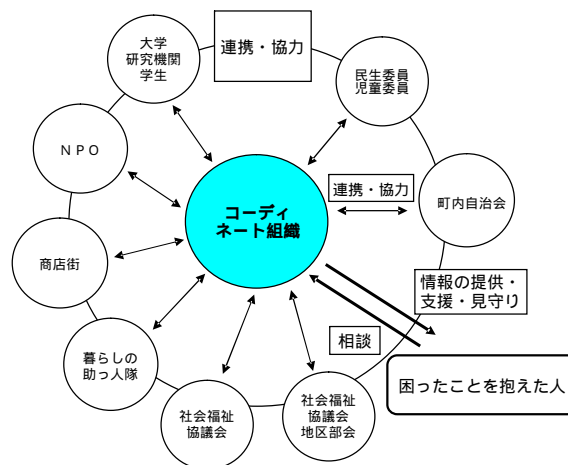
事業名	内 容
<p>コーディネート 組織の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民の中で有志を募りコーディネート組織を立ち上ります。 ・ 主な役割は、以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> 相談機能（電話による対応だけでなく、訪問なども実施） 情報発信 暮らしのニーズ調査 身近な生活支援につなげるための連絡調整 など ・ はじめは、具体的にどのように進めていくか、何ができるのか検討会を開催し、少しずつ活動を広げ、最終的には、中学校区単位くらいごとにコーディネート組織が立ち上がり、毎日活動しているような地域をめざします。 ・ 相談や支援に対しては、プライバシーの問題や組織の信頼性、トラブル時の対応、運営方法など、課題もあります。実施にあたっては、慎重に検討しながら進めていきます。 ・ コーディネート組織が機能していくためには、地域で活動している人や組織、大学などの協力・連携が不可欠です。賛同していただけるところと少しずつネットワークを拡げていきます。

コーディネート組織ができたら・・・(訪問介護のヘルパーの対応に対する相談例)

例えば、訪問介護のヘルパーの対応が悪いがどうしてよいかわからない、一人暮らしのためになかなか苦情を言えないという高齢者がいます。

そこで、コーディネート組織に相談をし、民生委員・児童委員や介護相談員、地域で専門知識のある方につなげ、一緒にお宅に訪問し、対応します。

このような活動により解決できれば、より安心してサービスを受けることができるでしょう。



(コーディネート組織のイメージ図)

事業名	内 容
暮らしの助っ人隊の結成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人暮らしの高齢者などの話し相手やゴミ出し、買い物、安否確認など日常生活の中のちょっとしたことに困っている人に対する支援などに協力してくれる住民を募集し、「暮らしの助っ人隊」をつくります。 ・ プライバシーの保護を考慮し、市、民生委員・児童委員、町内自治会などとの連携・協力のもとに区民のニーズに対応する活動を展開していきます。 ・ 暮らしの助っ人隊の中で、「見守り隊部門」など、特化した組織をつくり、活動を行っていくことも考えられます。 ・ 有償化についても検討していきます。
大学や学生も参加するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稲毛区は、文教のまちとして、大学や研究機関が多く所在します。そこに在籍する学生の中には、地域住民として何かしたいと思っている人もいます。地域から積極的に働きかけて、そのような学生を募り、地域での支援や見守りができるような仕組みをつくっていきます。 ・ 学生から活動実践提案を募集し、よい内容やテーマを採用し、各組織と連携し、実践に取り組みます。 ・ 大学や研究機関等とも連携・協力して、支援や見守りについて取り組んでいきます。 ・ 大学が主体となって地域の支援活動に参加することも必要です。学生を募り、地域での支援や見守りができるような仕組みをつくっていきます。 ・ 大学や研究機関等とも連携・協力して、支援や見守りについて取り組んでいきます。

基本方針5 緊急時に備えた日頃からの取り組み

災害時などのいざというときに備えた対策を検討し、支援体制を構築していきます。
また、最近増加している多くの犯罪等について、地域でできる防犯対策を拡げていきます。

(1) いざというときに必要な情報把握

事業名	内容
安心カードの作成と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会地区部会や民生委員・児童委員が中心となって、氏名や住所、緊急時の連絡先、地域の民生委員・児童委員などを記載し、緊急時など必要な情報として役立つ安心カードを地域に住む高齢者や障害者などに対し、配布します。 ・ 在宅中のときは玄関などの発見しやすい場所に、外出するときにはそれを持っていってもらい、いざというときに役立つような対応ができるようにします。 ・ 地域に安心カードについて周知し、有効に活用できるようにします。

安心カードとは？

地域に住む高齢者などに配布し、氏名や住所、緊急時の連絡先など記載し、災害時などの緊急時のときの本人把握のため、最低限必要な情報をあらかじめカードに記入しておくことによって、発見者など誰もが対応できるようにしておこうというものです。すでに一部の地域で実施しています。

(安心カードの例)

(表面)

氏名	明大昭 年 月 日生 (西暦 年)		
住所		電話	
緊急連絡先	氏名	続柄	
	住所	電話	
	氏名	続柄	
	住所	電話	

(裏面)

民生委員	氏名	電話	
かかりつけの病院名		電話	
かかりつけの病院名		電話	
緊急時に必要なもの 保険証・介護保険被保険者証 タオル バスタオル フェイスタオル 寝巻き・下着・洗面用具・ティッシュペーパー その他(各自必要とするもの)			

(2) 災害時などの支援体制の構築

事業名	内 容
<p>災害時対応の専門家を呼んでの講習の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時対応の専門家である消防署の職員・市職員等呼んで、日頃からの備えや災害が起きたときの対応、避難所生活を送るうえで、障害者や赤ちゃんがいる方など特別な配慮を要する人に対する知識を持つための講習を受けます。 ・ 講習の場としてだけでなく、お互いの意見交換の場としても活用します。
<p>避難訓練の実施及び避難場所の体制づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者が役員や一部の人のみでなく、支援を必要とする人が進んで参加できる避難訓練を実施します。 ・ 実施にあたっては、地域全体としての意識改革が必要です。そのためには、災害時に支援を必要とする人から、どのようなサポートが必要か申し出を受け、必要なサポート毎に、地域の中で支援者とその役割分担を事前に決めておく等、普段から近隣との情報交換や積極的な交流を行うことが大切です。 ・ 現在、市全体で取り組んでいる、自主防災組織の設置についても進めます。 ・ 要支援者団体と市などによる話し合いの場をつくり、避難場所のバリアフリー化、車椅子用トイレ、授乳場所の確保等要支援者にとって必要不可欠なものに対することについて検討をしていきます。

(3) 地域でできる防犯の取り組み

事業名	内 容
防犯マップの作成と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ すでに回覧板等で周知されている地域もありますが、ひったくりや痴漢等の犯罪が発生した場所や時間など、地域の犯罪に関する情報を効果的に市民に伝える取り組みをします。例えば、「防犯マップ」を子どもと一緒に作り、配布するだけでなく、街中の掲示板等に貼りだしたりします。マップづくりは、まず掲載する情報を整理・収集する必要があることなどから、モデル地区を選定し実施します。 ・ 単に「ひったくり注意」といった看板を適当に立てるのではなく、実際に発生した箇所に注意を促す看板等を設置するなどし、住民に注意を呼びかけるとともに、抑止を図ります。 ・ 子どもにとって危険な箇所についても、マップを活用することが考えられます。
「子ども110番の家」の拡大・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子ども110番の家」と同様の取り組みは、青少年育成委員会等からの発意により各地域で独自に行われていたが、地域によって呼び方やステッカーのデザインが異なるなど、住民にとって活用しやすいものにはなっていませんでした。現在は、市教育委員会青少年課で統一したステッカーを作成しているので、区内全域で統一したものにしていきます。 ・ 協力していただける家庭や店舗に対し、趣旨や安全確保上の留意事項などをきちんと理解していただき、やみくもに拡大するのではなく、いざというときに実際に利用できるものにします。
商店街・企業等と連携した取り組み	<p>防犯は地域ぐるみで取り組む必要があります。そこで、商店街や企業等と連携して、例えば、すべてのお店が「子ども110番の家」になってもらう、あるいは商品を配達する車にステッカーを貼ってもらうなど、防犯の取り組みについて、意識・やる気が高い地域をモデル地区に選定し、地域一体となって実践します。</p>

稲毛区地域福祉計画（PR版）

発行 平成18年3月
編集・発行 千葉市 保健福祉局 保健福祉総務課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
電話 043-245-5158
FAX 043-245-5546
電子メール somuHW-kc@citychiba.lg.jp

